

文部科学省職員及び元職員による再就職等規制違反行為が疑われた事案に
関する調査結果について

平成29年1月20日
再就職等監視委員会

当委員会は、標記事案について、国家公務員法(昭和22年法律第120号。以下「法」という。)第106条の20第1項に基づき、平成28年12月1日に委員会調査の開始を決定し、調査を実施しました。

この調査は、文部科学省大臣官房人事課職員による法第106条の2に規定する他の役職員についての依頼等の規制違反の疑い及び元文部科学省局長による法第106条の3に規定する在職中の求職の規制違反の疑いがあったこと、さらに当該再就職等規制違反行為について、文部科学省大臣官房人事課職員が隠ぺいを図ったことが認められたことから、法第106条の20第1項に規定する「特に必要があると認めるとき」に該当するものとして、委員会調査を行ったものです。

この委員会調査の結果、当委員会は昨日、

- ① 文部科学審議官及び文部科学省大臣官房人事課職員(役職はいずれも当時。以下同じ。)が、法第106条の2第1項の規定に違反する行為を行ったこと
- ② 元文部科学省局長が、在職中、法第106条の3第1項に規定する利害関係企業等である法人に対し、同項の規定に違反する求職行為を行ったこと
- ③ 文部科学省大臣官房人事課職員らが、①及び②の行為の発覚を免れるため、再就職等監察官に対し、隠ぺい行為を行ったこと
- ④ 文部科学省大臣官房人事課は、法が規定する再就職等規制を潜脱する目的で、文部科学省OBを介して再就職あっせんを行っていたこと

を認定し、文部科学省に対し調査結果を通知しました。本件調査結果等は次のとおりです。

【本件調査結果】

ア 文部科学省大臣官房人事課職員Y及びZは、上司である人事課長Xに報告の上、役職員である局長Vを、Vにとって利害関係企業等に該当する法人Aに再就職させることを目的として、Vの履歴書を作成・送付し、法人Aと採用面談の日程調整をするなどし、XもY及びZと共同して、法第106条の2第1項に違反したものと認定した。

イ 文部科学省局長Vは、利害関係企業等に該当する法人Aに再就職することを目的として、人事課職員Y及びZとともに履歴書を作成し、ZがVの履歴書を法人Aに送付した。また、VはY及びZを通じて法人Aとの面談日程の調整をした。これらは、いずれもVが在職中に行われ、実質的にはVの法人Aに対する求職活動であり、

Vは法第106条の3第1項に違反したものと認定した。

ウ 文部科学省大臣官房人事課職員P及びQは、Zと協議の上、再就職等監察官に対し、人事課職員だったX、Y及びZ並びに元局長Vの再就職等規制違反行為が発覚することを免れようと、文部科学省OBで法人Aに再就職していた元職員Wを仲介とする虚偽の再就職等経緯を作り上げ、その旨関係者に供述させるなど、関係者と当該事案の隠ぺいを図った。

エ 文部科学省大臣官房人事課長であるOは、上記ア及びイの再就職等規制違反行為を認知し、部下であるP及びQによる上記ウの隠ぺい行為を認知したにも関わらず、法第106条の16に規定する違反行為の疑いに係る任命権者の報告をしないで、かえってこれを黙認し、上記ウの隠ぺい行為に加担した。

オ 当委員会の上記アからエまでの調査過程において、文部科学省大臣官房人事課は、元人事課職員で文部科学省OBであるRに対し、法人等からもたらされた求人情報や、現職・退職予定者・OBの個人情報等、様々な情報を伝え、Rによる再就職あっせんを行わせていたことが判明した。これは、法が定める再就職等規制を潜脱する目的をもって、当該枠組みを構築して運用していたものであった。

カ さらに、文部科学審議官Sは、上記オの枠組みを利用して再就職あっせんに関わっていたほか、ある法人に再就職していた文部科学省OBに対し、後任に他の文部科学省OBを再就職させることを目的として、その退任の意向の有無を確認して、再就職先の地位に関する情報の提供を依頼し、また、文部科学省退職予定の出向職員に退職後の再就職先を示して意向を打診し、それをOBを介して再就職先に伝えるなど、法第106条の2第1項に違反したものと認定した。

また、同様に人事課職員Y、P及びQも上記オの枠組みを利用した再就職のあっせんにおいて自ら同項に違反する行為を行ったものである。

【当委員会が文部科学省に対して求めたこと】

別紙の1のとおり、適切な措置をとることを求めるとともに、別紙の2のとおり、上記オの枠組みによる再就職あっせんの全容は明らかではないので、法第106条の18第1項に基づき、任命権者に対してその調査を要求した。

【資料】

文部科学省職員及び元職員による再就職等規制違反事案の概要（1）（2）

お問い合わせ先 内閣府再就職等監視委員会

再就職等監察官 加藤

同事務局 八木

電話 03-6268-7666（直通）

03-6268-7667（直通）

[参照条文]

国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）

（他の役職員についての依頼等の規制）

第106条の2 職員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の職員若しくは行政執行法人の役員（以下「役職員」という。）をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2～4 （略）

（在職中の求職の規制）

第106条の3 職員は、利害関係企業等（営利企業のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2～5 （略）

（違反行為の疑いに係る任命権者の報告）

第106条の16 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為（第106条の2から第106条の4までの規定に違反する行為をいう。以下同じ。）を行つた疑いがあると思量するときは、その旨を委員会に報告しなければならない。

（任命権者による調査）

第106条の17 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思量して当該再就職等規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、委員会にその旨を通知しなければならない。

2 委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

- 3 任命権者は、第1項の調査を終了したときは、遅滞なく、委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(任命権者に対する調査の要求等)

第106条の18 委員会は、第106条の4第9項の届出、第106条の16の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該再就職等規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により行われる調査に就いて準用する。

(委員会による調査)

第106条の20 委員会は、第106条の4第9項の届出、第106条の16の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料する場合であつて、特に必要があると認めるときは、当該再就職等規制違反行為に関する調査の開始を決定し、監察官に当該調査を行わせることができる。

- 2 任命権者は、前項の調査に協力しなければならない。
- 3 委員会は、第1項の調査を終了したときは、遅滞なく、任命権者に対し、当該調査の結果を通知しなければならない。